

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

監査公表	ページ
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	
〈3・31揭示〉	1

## 監 査 公 表

### 監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和8年1月28日 高知市 岡林文夫 及び 高知市 高橋 久太郎から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年3月26日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日（揭示済）

高知県監査委員	土森 正一
同	上治 堂司
同	奥村 陽子
同	五百蔵 誠一

（原文登載）

### 高知県職員措置請求監査報告書

#### 第1 監査の請求

##### 1 高知県職員措置請求書の提出

令和8年1月28日

##### 2 請求人

高知市 岡林 文夫 及び 高知市 高橋 久太郎

##### 3 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

以下原文のままとするが、一部項目名及び見出し符号を変更し、数字にはカンマを付した。

#### （1）措置内容

虚偽公文書を作成し、これを行使した職員、及びこの不正を知っていながら黙認していた関係職員2名に対し、高知県が被った全ての被害金額を請求することを高知県知事に勧告することを求める。

#### （2）請求の理由

高知県須崎土木事務所四万十町事務所の用地課長濱田健敬は、高知県が令和5年9月5日に（株）タカチ測建

と契約した土木設計等業務委託契約「寺ヶ谷川砂防メンテナンス用地測量調査委託業務（砂防（メ）第109-2-2号）」の検査職員として、令和6年3月26日に完成検査を実施し、可否判定で合格として、その旨の検査調査書を作成して決裁処理手続きを行い、令和6年3月29日に合格決定させた。

その結果として令和6年4月25日に須崎土木事務所から契約金額の589万7,100円が（株）タカチ測建に支払われている。

しかしながら、当該検査調査書は前記業務委託契約書に定められた成果品が不足していることを承知しているながら完成検査を合格とした虚偽の検査調査書だったことが、高知県の調査により既に判明し、令和7年10月30日に高知県人事課から「職員の懲戒処分について」として公表されている。

監査請求人らが、当該検査時の状況について公文書開示請求を利用して調べたところ、令和6年3月26日の検査日当日に検査現場にいた高知県職員は、検査職員の用地課長濱田健敬・立会調査職員のチーフ池上豊志・技師東千空の3名である。

高知県人事課課長補佐が、令和7年9月11日及び17日・18日に実施した、上記3名に対する「用地測量調査委託業務における不適切な事務処理に関する事情聴取」の中で、3名は令和6年3月中旬頃、受注業者からの「業務が完了しない」との報告を受けたことを認めているのである。

それにもかかわらず、令和6年3月25日付の業務完成通知書を提出させ受けつけ、翌日に完了検査を行ったのである。

そして「合格」の虚偽検査調査書を濱田健敬が作成し、立会していた池上豊志・東千空の両名は黙認していたのである。

濱田健敬のこの行為は、刑法156条の虚偽公文書作成罪であり立会していた池上豊志・東千空の両名は共犯である。

この「虚偽公文書を作成し行使した」行為は、高知県の全ての契約検査に対する高知県民の信頼を失ったのみならず、高知県民に金銭的な損害を与えたのである。

この件に関して、高知県が国に支払った加算金は9万4,216円であり、これは高知県民の損害である。

また、高知県が（株）タカチ測建に支払った589万7,100円の内、実際に行われた業務に見合わない金額の不適切な支払額は98万4,500円過大だったとのことである。

この金については、本来ならば支払う必要がなかった

のであり、虚偽公文書作成に関わった職員3名の責任である。

支払った令和6年4月25日から（株）タカチ測建が過払い金を返金した日までの間の利息として、民法第404条の規定に基づき年3%の金利分を請求すべきである。

さらに、この「虚偽公文書作成」に関する調査については、本来ならば余計な業務である。

調査に対する人件費・国に対する説明等に対する関係旅費等の経費全てを、虚偽公文書作成に関わった上記3名の高知県職員に対して請求すべきである。

なお、本件請求に係る原因支出年月日は令和6年4月25日であり住民監査請求期限の1年間を過ぎているが、この「虚偽公文書作成」が明らかになったのは、令和7年10月30日の人事課発表であり、それまでの監査でも指摘されていない。

したがって、地方自治法242条第2項の規定の「正当な理由があるときは、この限りではない。」の規定に基づき今回の住民監査請求書を提出したものである。

#### （3）監査請求

以上、地方自治法242条第1項により事実証明書を添えて必要な措置を講ずべきことを請求する。

#### 添付資料

ア 職員の懲戒処分について（令和7年10月30日人事課）

イ 用地測量調査委託業務における不適切な事務処理に関する事情聴取（令和7年9月11日）

ウ 同（令和7年9月17日）

エ 同（令和7年9月18日）

オ 職員の不適切な事務処理に関する処分調査（案）

カ 検査調査（令和6年3月26日）

キ 支出命令書（令和6年4月19日）

ク 同（令和6年4月19日）

ケ 支出負担行為決議書兼支出命令書（国庫支出金清算返納金）

コ 高知県人事課による「人事聞き取り調査」旅行命令簿

#### 第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

#### 第3 監査の実施

事実確認のため、関係する土木部防災砂防課から関係書類の提出を受けるなどしてその内容を確認するとともに、令和8年2月13日から同年3月6日にかけて、関係者への聴取を行った。

<p>その概要は、次のとおりであった。</p> <p>1 監査対象事項 請求の内容から、当該事業の実施状況及び関係する職員が県に及ぼした損害の範囲及び県に対する賠償責任の有無を監査対象とした。</p> <p>2 監査対象部局 総務部 人事課 土木部 防災砂防課、須崎土木事務所及び須崎土木事務所四万十町事務所（以下「四万十町事務所」という。）</p> <p>3 証拠の提出及び陳述 陳述は、請求人及び関係所属からの申し出により、実施しなかった。</p> <p>4 監査の実施 (1) 人事課 令和8年2月26日(木) (2) 防災砂防課 令和8年2月13日(金) (3) 須崎土木事務所及び四万十町事務所 令和8年2月24日(火) (4) 職員濱田健敬・池上豊志・東千空（以下それぞれを「濱田課長」「池上チーフ」「東技師」といい、3名をまとめて「当事者」という。） 令和8年2月18日(水)、19日(木)及び24日(火) (5) その他の職員(3名) 令和8年3月4日(水)から6日(金)まで</p> <p>第4 監査の結果 1 事実関係の確認 第3のとおり行った監査により、事実として確認した内容は、以下のとおりであった。 (1) 事業の概要 住民監査請求における対象の事業の名称は「寺ヶ谷川砂防メンテナンス用地測量調査委託業務(砂防(メ)第109-2-2号)」で、高岡郡四万十町志和地区に所在する寺ヶ谷川砂防施設の老朽化に伴うメンテナンスのために必要な用地取得を行う区域(事業区域)を確定するための測量及び調査を実施するものであり、当初の事業規模は、用地測量2万平方メートル、立竹木毎木調査300平方メートルとしていた。 本事業では、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)をはじめとする契約に関する規則等に基づき、指名競争入札により受注者を選定することとし、電子入札システムによる入札を行って令和5年8月22日午後2時に開札したところ、入札した8者の中で最も入札金額が低額であった(入札金額3,300,000円(税抜き))株式会社タカチ測建(以下「受注者」という。)を落札者とした。 これを受けて、須崎土木事務所は同年9月5日に</p>	<p>3,630,000円の支出負担行為決議を行い、同日付で受注者と契約を行った。</p> <p>その後、事業を進めるうちに事業実施範囲を拡大する必要が生じたことから、事業実施内容を、用地測量4万6,100平方メートル、立竹木毎木調査100平方メートルに改め、令和6年3月4日に契約額を2,267,100円増額する支出負担行為決議を経て同日付で契約変更を行った。</p> <p>(2) 本事業に係る国庫補助金について 本事業で受けた国庫補助金は「水管理・国土保全局所管補助事業補助金」として知事が国土交通大臣(国土交通省四国地方整備局長)に申請したものの一部であり、このうち「砂防メンテナンス事業費補助」(国補助率1/2)により事業を行っていた。 当該補助金の概要は次のとおりであった。 ア 令和4年度補正予算(令和5年度に明許繰越) ・交付申請日:令和5年1月31日(申請番号:4高土政第1167号) ・事業名 砂防事業(特定土砂対策推進事業) (項)砂防事業費(目)特定土砂災害対策推進事業費補助(目の細分)砂防メンテナンス事業費補助 砂防メンテナンス事業 ・交付決定日:令和5年2月8日(交付決定番号:国水総第960号) ・交付決定額:国費494,715,000円(事業費989,430,000円) イ 令和5年度当初予算 ・交付申請日:令和5年4月13日(申請番号:5高土政第54号) ・事業名 砂防事業(特定土砂対策推進事業) (項)砂防事業費(目)特定土砂災害対策推進事業費補助(目の細分)砂防メンテナンス事業費補助 砂防メンテナンス事業 ・交付決定日:令和5年5月1日(交付決定番号:国水総第245号) ・交付決定額:国費178,250,000円(事業費356,500,000円) 当該補助金では、国から県ごとに一括して交付決定がなされており、国への交付申請及び国からの交付決定においては、個別具体の箇所は示されず、事業実施対象である河川等のうち主なものの名称及び事業全体の金額が示されていた。 県においては、「令和5年度砂防メンテナンス事業(公共)の第1回箇所付について(通知)(令和5年4月1日付け4高防砂第704号・土木部長から安芸土木事</p>	<p>務所長ほか4土木事務所長あて)」により、特定土砂災害対策推進事業費のうち砂防メンテナンス事業費において、寺ヶ谷川における事業に対し予算配分されたことで、当該事業を実施することとなった。このときの割当事業費は3,000,000円、その財源内訳は県・国1,500,000円ずつであった。 なお、本事業に関し国庫補助金を県に受入れた手続として、令和6年3月18日付で令和5年度明許予算として490,245,827円及び同月19日付で令和5年度現年予算として56,393,000円を、それぞれ収入調定し、いずれも同月29日に国から支払を受けていた。 また、本事業に関しては、「令和4年度水管理・国土保全局所管補助事業完了実績報告書(令和6年6月28日付け6高土政第607号・知事から国土交通省四国地方整備局長あて)」で、国に対し事業実績報告が行われているが、ここでも県全体の事業費として報告しており、本事業に要した金額は特定して示されていなかった。</p> <p>(3) 事業実施の経過 ア 本業務実施時の人員体制 (ア) 須崎土木事務所 須崎市に所在する須崎土木事務所と高岡郡四万十町に所在する四万十町事務所で構成される。 四万十町事務所は、主に四万十町の区域で行う事業を所管する。 用地関係業務は、四万十町事務所が所管する地域も含めて須崎土木事務所用地課で所管している。 入札・契約・支出関係の事務は、四万十町事務所が所管する地域も含めて須崎土木事務所総務課で所管している。 須崎土木事務所長、次長、技術次長は、入札・契約・支出関係の事務における決裁者である。 用地課チーフは、事業の実施における用地調査、現地立会等の対応を行っており、池上チーフは本業務では主任調査員として指命されていた。 用地課長は、用地課業務の全般を担当し、濱田課長は本業務では検査職員として指命されていた。 (イ) 四万十町事務所 四万十町事務所長は、四万十町事務所が所管する事業に係る実施設計、検査調査等の決裁権者であり、同所次長は、本事業について総括調査員として、決裁を行っていた。 同所技査の担当事務は、検査及び検査の調整に関することとなっているが、用地関係業務については、当時の慣例により用地課長が検査を行うこととしており、本業務には関与していない。</p>
--	---	---

同所工務課の東技師は、河川砂防業務にあたる本業務において副調査員となっており、主に設計・積算や、受注者との連絡調整に関与していた。なお、工務課長及び工務課チーフは、東技師の上席に当たり、それぞれ専任調査員及び主任調査員として任命されていた。

イ 事業実施の経過

日付	経過
令和5年7月12日	本業務の施行伺を起案
7月18日	施行伺決裁
7月18日	予定価格調書作成
7月25日	指名競争入札参加の指名伺決裁
7月27日	指名通知
8月22日	指名競争入札
9月5日	委託契約締結 (契約金額：3,630,000円、履行期限：令和6年2月2日) 受注者に調査職員を通知
9月19日	第1回協議
令和6年1月12日	受注者に部分中止を通知
1月29日	受注者に一時中止を通知
2月2日	第1回変更契約(履行期限を令和6年3月25日に延長)
2月13日	受注者に再着手するよう通知
2月14日	受注者が再着手を承諾
3月4日	第2回変更契約(変更後の契約金額：5,897,100円)

3月7日	第2回協議
3月22日	第3回協議
3月25日	受注者が県に業務完了通知
3月26日	完了検査・検査調書作成
3月29日	受注者に完了検査合格通知
4月19日	支出命令
4月25日	受注者に対して支出 5,897,100円

ウ 検査前後における対応

当事者に行った聴取内容を総合すると、検査前後の対応は以下のとおりであったと推測される。

契約変更を行った令和6年3月4日の時点では、受注者も含めて履行が困難又は不可能になることは、想定していなかった。

具体的日時は判明しないが、同月中旬以降に受注者から東技師に事業完了が困難になっている旨の連絡があり、東技師は池上チーフに対応方針を確認する電話連絡を行っている。東技師によると、その後の直近の打合せで、検査を予定どおり行うこと、後日に不足する成果品を加えることにより完了させると開いたと説明している。

濱田課長及び池上チーフは、通常は完了検査をスムーズに進めるため、事前に成果品を確認するようにしており、本事業でも同様に事前の確認を行ったと主張している。

このとき、当事者のいずれもが、検査日時時点で事業が未完了であるが、同月31日までには完了させられる内容であると認識していた。

3月26日の完了検査においては、検査会場に検査職員であった濱田課長と、受注者側が検査に関して質疑応答を行い、池上チーフ・東技師が立会するという状況であったが、受注者側の出席者が1名であったか2名であったかは、当事者各人の認識が異なっている。

同月26日付けで合格と記載した検査調書に濱田課長が検査職員として押印し、これを四万十町事務所の決裁ラインで確認したのちに、3月29日付けで四万十町事務所長が合格決定として押印、受注者に合格通知を行った。

また、これを受け受注者は事業実施費用に係る請求書を提出し、須崎土木事務所は受注者に対し同年4月25日に事業費総額5,897,100円を支出した。

エ 支出後の経過

東技師は令和6年度中に定期的に何度か、受注者に対し完了するよう請求したと説明しているが、防災砂防課によると、令和7年7月に事態が判明した時点では本業務は未完了であった。

その後、改めて未完了部分について発注し、当初の受注者とは別の受注者により事業を進めており、令和8年5月頃に完了見込みとのことであった。

オ 今回事案が発覚した経緯

令和7年度において、砂防メンテナンスに必要な用地買収の予算が計上され、四万十町事務所河川砂防課職員が事業に着手しようとしたところ、測量できていない部分があることに気が付き、令和7年7月に、令和5年度当時に須崎土木事務所用地課に在籍し本業務に従事していた職員に確認したところ、業務の一部が完了していないことが発覚した。

カ 事案発覚後の経過

日付	経過
令和7年7月18日	四万十町事務所から防災砂防課に事態判明の連絡
7月23日	防災砂防課が関係職員及び受注者から事情聴取(令和7年8月8日まで)
9月11日	人事課課長補佐が関係職員から事情聴取(令和7年9月24日まで)
10月22日	須崎土木事務所が受注者に本業務の契約不適合による代金の減額請求(984,500円)(令和7年11月10日期限)
10月30日	契約不適合に伴う返還金を受注者が納付(984,500円)
10月30日	人事課、「職員の懲戒処分について」関係職員の処分を公表
12月8日	国庫補助金取消決定、国庫補助金返還命令(492,250円)(国土交通省→知

	事)
12月22日	国に国庫補助金を返還する支出命令
12月26日	国庫補助金返還額を支出(492,250円)(県→国土交通省四国地方整備局)
令和8年1月9日	国土交通省四国地方整備局が県に国庫補助金返還に係る加算金を請求(94,216円)
1月13日	当該加算金の支出命令
1月27日	国庫補助金返還に係る加算金を支出(94,216円)

## 2 判断

確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

## (1) 県が被った損害について

## ア 損害賠償責任を負う職員の範囲について

法第243条の2の8第1項では、「次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたとき」は、これによって生じた損害を賠償しなければならない旨規定されている。

「次に掲げる行為」については、同項第4号において法第234条の2第1項の監督又は検査と規定され、「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものは、高知県契約規則第61条の規定により、監督職員(同規則第50条第1項に規定する監督職員をいう。)及び検査職員(同規則第52条第1項に規定する検査職員をいう。)としている。

ここでいう監督職員については、用地調査等業務監督・検査要領で準用する高知県土木設計等委託業務監督規程(平成13年4月高知県訓令第14号。以下「監督規程」という。)第2条第1項の規定により出先機関の長が調査職員を指名し、同条第2項の規定により調査業務区分により総括調査員、専任調査員、主任調査員及び調査員を置くこととされており、用地調査等業務監督基準では「第5 調査職員の明確化」において、調

査員を細分化し、用地担当職員を調査員に、技術職員を副調査員に充てることとしている。対象調査職員(池上チーフ及び東技師をいう。以下同じ。)はいずれもこれらの規定により置かれた監督職員である。

また、検査職員については、監督規程第5条第1項の規定により検査命令権者(本業務にあっては出先機関の長)が指名するもので、本業務においては、濱田課長が指名されている。

この住民監査請求は、職員の賠償責任について定める法第243条の2の8第1項第4号で定める法第234条の2第1項の監督又は検査をする権限を有する職員を直接補助する職員として高知県契約規則第61条の規定により指定された検査職員及び対象調査職員が、「故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えた」ことから、県が当該職員に対し賠償請求をさせるよう求めるものである。

監督又は検査に係る職員のうち、主任調査員であった池上チーフ及び副調査員であった東技師並びに検査職員であった濱田課長は、事業が未完であることを認識しながら、池上チーフ及び東技師にあっては適正な監督を行わず、濱田課長にあっては適正な検査を行わず検査結果を合格とする検査調書を作成したことから、賠償責任を負うと判断する。

なお、調査職員として指名されていた職員のうち、対象調査職員以外の者については、検査時点で事業が未完であったことを認識していたとは確認できず、同様の賠償責任を求めることはできないと判断する。

## イ 損害の範囲について

## (ア) 県が国に支払った加算金94,216円について

今回の事案では、対象調査職員は適切な監督業務を行わず、また、業務の一部が完了していなかったことを認識していたにもかかわらず検査に立ち会うなどした。

また、検査職員は業務の一部が完了していなかったことを認識していたにもかかわらず完了検査を実施し、検査結果を合格とした。

以上のことから、当事者は、いずれも故意又は重過失により損害を発生させたと認められる。

当事者の不適正な業務遂行を原因として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第19条第1項の規定により、県は国に加算金を納付する義務が生じ、これを支出したものであるから、これを県が被った損害と見ることができる。

県が事案の発覚後、改めて本業務の成果を精査したところでは、支払額5,897,100円に対し、本来の出来高は4,912,600円(984,500円が過大)であったことから、最終的に、当事者の行為は、県に、国に対して国庫補助金492,250円を返還させるとともに、適正化法第19条第1項の規定による加算金94,216円を納付させることとなった。このうち、国庫補助金の返還相当額を含む過払いとなった金額については、県は受注者から返還を受けている。

いまだ損害が回復されていない加算金相当額については、当事者のいずれもが賠償責任を有することは明らかであり、県は、国に納付した加算金相当額94,216円の賠償を当事者に求めるべきであると判断する。

## (イ) 過払となっていた金額に対する利息年3%について

法第243条の2の8第14項において「第1項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。」と規定されており、請求の内容である過払金の利息相当額について、当該職員には、民法に基づく不法行為による損害賠償を請求することはできないと判断する。

## (ウ) 調査等の経費について

住民監査請求書の添付資料である「高知県人事課による『人事聞き取り調査』旅行命令簿」を調査等の経費の一部とみて監査したところ、人事課職員が、本事案に係る職員への聞き取りを行うため、須崎市及び四万十市に出張していたことが確認された。

また、当該出張は、高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第19条第1号で、人事課の分掌事務の一つとして「職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務に関すること(行政管理課の主管に属する事項を除く。)」が掲げられており、本事案を受けて分掌事務を遂行するために行われたものと判断され、財務会計上の違法性又は不当性をうかがわせるようなものは確認されなかった。

もとより、職員が法令に反する事務を行ったことに対して調査等を行うことは、その要因となった事案の原因の把握、関係職員の処分等の決定及び再発防止を図るために行政運営上必要なものであり、これにかかる経費は行政運営上必要な経費であると判断される。

これらのことから、当該支出については、行政運

営上必要な経費であることから、その支出により県が損害を被ったとはいえない。

### 3 結論

#### (1) 県が国に支払った加算金について

請求書に示された3名の職員により行われた監督又は検査の行為は、故意又は重過失により法令の規定に違反したものであったことが認められることから、法第243条の2の8第1項に基づく損害賠償請求の対象になると判断する。

なお、当該事案については、令和8年1月26日付けで監査委員に対して職員損害賠償に係る知事からの監査等の請求が行われており、これに対して監査委員は賠償額を決定することを予定していることから、知事はその結果を受けて当事者に対し、令和8年6月24日までに損害賠償請求を行うよう、勧告する。

#### (2) 過払となっていた金額に対する利息年3%について

法第243条の2の8第1項の規定により損害を賠償しなければならない職員の賠償責任については、同条第14項の規定により、賠償責任に関する民法の規定は適用しないと規定されていることから、当該職員に、過払金の利息相当額を請求する根拠はない。

よって、この部分については請求に理由がないことから、これを棄却する。

#### (3) 調査等の経費について

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為（公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）とされている。

このため、調査等に要した費用として特定されている人事課職員の旅費に関する書類について監査を行ったが、違法・不当な支出とは確認されなかった。

また、これを含め調査等の経費については、行政運営上必要なものと判断され、その支出により県が損害を被ったとはいえない。

よって、この部分については請求に理由がないことから、これを棄却する。